

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和3年6月2日付け瑞穂町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域  
（仮称）瑞穂町コミュニティバス
2. 運行事業者  
立川バス株式会社
3. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
  - ①石畑・殿ヶ谷ルート
  - ②元狭山ルート
  - ③元狭山・長岡ルート
  - ④箱根ヶ崎・長岡ルート
  - ⑤南平・武蔵野ルート

詳細は別紙、図面のとおり

4. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
別紙、運賃（料金）一覧表のとおり

令和3年6月2日

瑞穂町地域公共交通会議  
会長 栗原 裕之